

県民一人ひとりの安全・安心の確保

がけ崩れ危険住宅移転を支援します

がけ崩れ対策の新たな移転促進制度

県では、少子化高齢化が進み人口減少が予想されているなか、地域の安全性を早く確保するため、地域の合意の基に「がけ崩れ危険箇所」からの住宅の移転に補助します。

◆対象

- ① 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域内（9ページ）にある既存不適格住宅。
※①の住宅が全て移転に合意することが条件。
- ② がけ地近接等危険住宅移転事業（国の事業）を利用する危険住宅。
- ③ 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に人家が5戸以上ある箇所。

除却費等

- 住宅の除去等に2,250千円を限度として支援します。
(内訳)
 - ・がけ地近接等危険住宅移転事業で780千円を支援します。
 - ・該当制度で**1,470千円**を支援します。



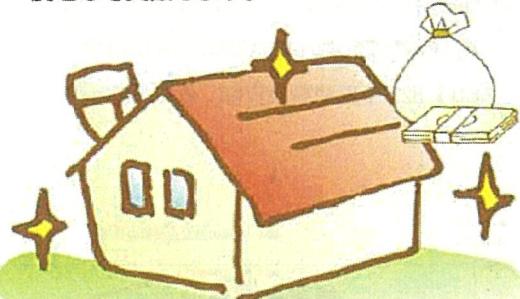
建物助成費(利子補給)

- 移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利子8.5%を限度とする。)に相当する額**4,060千円**を限度として支援します。



住宅の建設・購入補助

- 住宅建設(購入)する際は、固定資産課税台帳に登録されている額のうち**2,600千円**を限度として支援します。



移転経費(新生活準備費等)

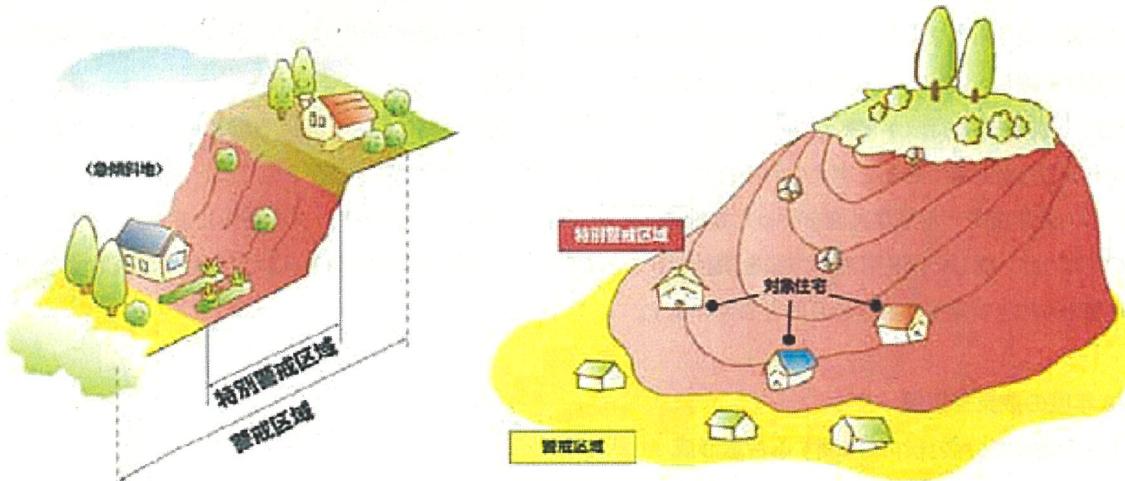
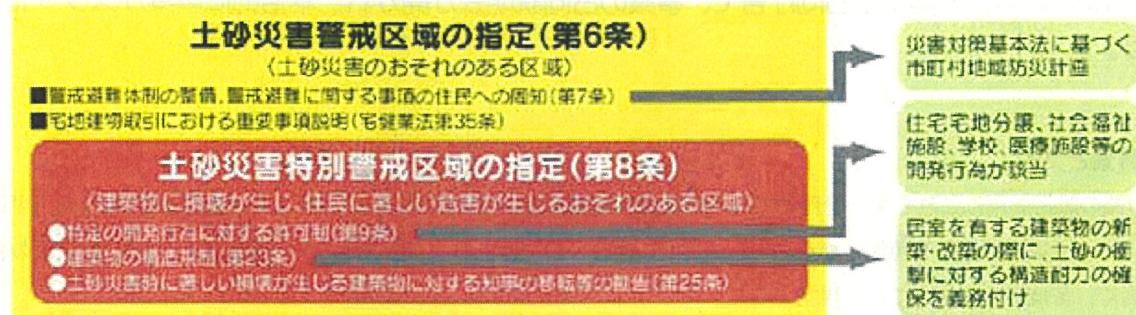
移転に要する①～③のいずれか経費を支援します。

- ①住宅建設・購入の場合
定額 1,750千円
- ②賃貸住宅の場合
定額 712千円
- ③親戚等の場合
定額 637千円

最大10,660千円になります。

土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法とは、土砂災害から住民の生命と身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅等のソフト対策を推進しようとするものです。



- ◆ 問い合わせは、県土整備部砂防災害課 019-629-5921、019-629-5921、019-629-5923 ◆
または、最寄りの地方振興局土木部等へ